

トイレに関する移動等円滑化整備ガイドライン改訂案

・1. 改訂理由

昨今、トイレに係る課題が取り上げられることが多いことから、過去の調査結果や他のガイドラインとの横並び等について改めて見直し・精査を行ったところ、当該ガイドラインにも反映することが望ましい内容があったことから、改訂を行うもの。

・2. 改訂案

別紙5-1参照

※別紙5-1では、ガイドライン「第2部3. ①トイレ」の項目のうち、改訂となる項目のみ抜粋して記載している。

3. 施設・設備に関するガイドライン

①トイレ

(トイレ全般)

ガイドライン		
◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容、○：標準的な整備内容、◇：望ましい整備内容		
配置	<p>便所を設ける場合、次の移動等円滑化基準に基づく整備内容のいずれかに適合すること</p> <p>◎高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所として、以下の要件を満たす便房をそれぞれ又は同一の便房として1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子使用者が円滑に利用することができる構造を有する便房（以下、「車椅子使用者用便房」という）。 ・オストメイトのパウチ等の洗浄ができる水洗器具が設けられた便房。 <p>◎高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の便所であること。</p> <p>○異性介助に配慮し、男女共用車椅子使用者用便房を1以上設置する。</p> <p>○車椅子使用者用便房を男女別に設置する場合は、一般トイレ出入口付近等異性介助の際に入りやすい位置に設置する。</p> <p>○乳幼児連れ用設備を有する便房を1以上設置する。</p> <p><u>○おむつ交換台を設ける場合は、乳幼児を寝かせた状態で正面に立っておむつ交換の作業ができるよう、使用方法（利用方向）を考慮してスペースを確保する。</u></p> <p>○高齢者、障害者等の利用状況に応じ機能分散の考え方を踏まえ、車椅子使用者用便房（車椅子使用者用簡易型便房を含む）、オストメイト用設備を有する便房、乳幼児連れ用設備を有する便房をそれぞれまたは同一の便房として増設する。</p> <p>◇更なる機能分散を図る観点から、必要に応じて、一般便房にベビーチェアや簡易型オストメイト用設備（腰掛便座の背もたれに水栓をつけたもの等）などを設置することが望ましい。</p> <p>◇車椅子使用者便房を2か所以上設置する場合は、右まひ、左まひの車椅子使用者等の便器への移乗を考慮したものとすることが望ましい。</p> <p>◇介助者を伴って利用することが想定される便房内には、介助者の同伴に配慮し、カーテンなどを設置することが望ましい。</p> <p><u>◇車椅子使用者用便房や広めの男女共用便房の付近には、介助者が待ったためのベンチ等を設置することが望ましい。</u></p> <p>○旅客施設の複数の方面から移動等円滑化された経路が確保されている場合は、移動等円滑化された経路の方面ごとに、男女共用の車椅子使用者用便房、オストメイト用設備を有する便房、乳幼児連れ用設備を有する便房を1以上設置する。</p>	<p>参考 2-3-1 参考 2-3-13</p> <p>参考 2-3-2</p>

案内表示	<p>よう視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。</p> <p>○点字を用いて表示する場合の表示方法は JIS T0921 にあわせたものとする。</p> <p>○触知案内図を用いて表示する場合の表示方法は JIS T0922 にあわせたものとする。</p> <p>○触知案内図等は、床から中心までの高さが 140cm から 150cm となるよう設置する。</p> <p>○一般トイレ内に車椅子利用者用簡易型便房、オストメイト用設備を有する便房、乳幼児連れ用設備を有する便房、おむつ交換台、ベビーチェアなどがある場合には、その旨がわかるように入出口付近において案内表示を行う。また、上記の設備がある便房の外側扉にも、便房内にある設備が便房の外からわかるように案内表示を行う。</p> <p>◇車椅子利用者用簡易型便房を設置する場合は、簡易型と分かる表示をすることが望ましい。</p> <p>◇音声案内については、トイレ入口での案内のみならず、便房内での設備案内等を音声対応とすることが望ましい。</p>	
その他の情報提供	<p>◇トイレの個室の大きさや備えている機能について、ホームページ等で情報を提供することが望ましい。</p>	
小便器	<p>◎便所内に、男子用小便器を設けている場合、杖使用者等の肢体不自由者等が立位を保持できるように配慮した手すりを設置した床置き又はリップ高さ 35cm 以下の壁掛式小便器を 1 以上設置する。</p> <p>◇上記小便器は、入口に最も近い位置に設置することが望ましい。</p> <p>○小便器の便器洗浄については、自動センサー式など操作を必要としないものとする。</p> <p>◇小便器の脇には杖や傘などを立てかけるフック等を設け、小便器正面等に手荷物棚を設置することが望ましい。</p> <p><u>◇便所には、1 以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）の幼児用小便器を設置することが望ましい。</u></p>	<p>参考 2-3-3</p> <p>参考 2-3-5</p>
大便器	<p>◎便所内に腰掛式便器を 1 以上設置した上、その便房の便器周辺には手すりを設置するなど高齢者・障害者等の利用に配慮したものとする。</p> <p>○便房の戸に握り手を設ける場合は、高齢者、障害者等が操作しやすい形状とする。</p> <p>○便房内には利用者の出入りに考慮した余裕を確保する。</p> <p>◇便房の戸は引き戸式（2 枚式引き戸を含む）や折戸式等を採用することが望ましい。</p> <p>◇便房の戸に引き戸式や折戸式を設ける場合には、戸の開閉方法を矢印等で表示することが望ましい。</p> <p>◇折戸や内開き戸を設ける場合は内側に十分な開閉スペースを確保し、外開き戸を設ける場合には、戸の開閉が円滑となるよう補助取っ手等を設ける。</p>	

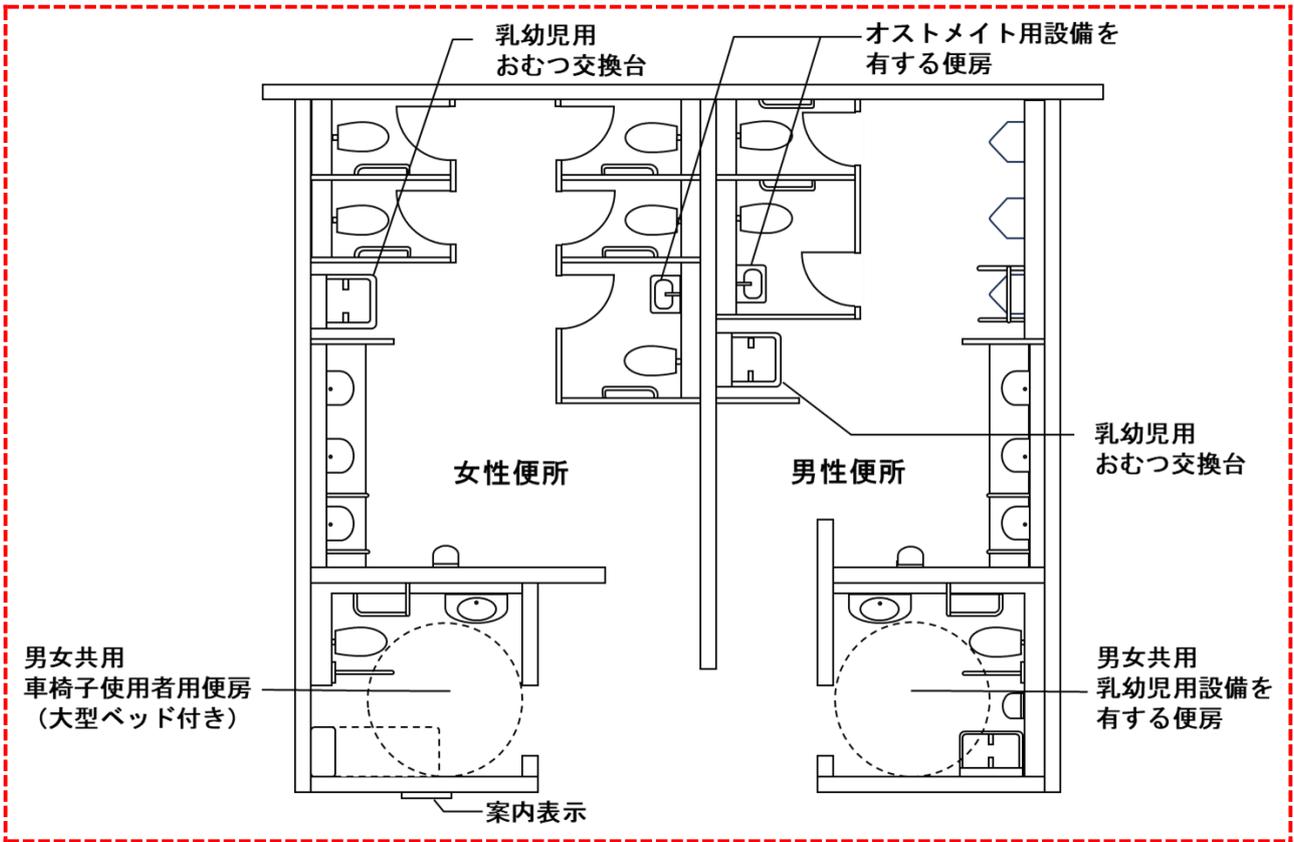
<p>大便器</p>	<p>◇腰掛式便器を設置する場合、原則として腰掛式便器を設置するすべての便所の便器周辺に手すりを設置するなど高齢者、障害者等の利用に配慮することが望ましい。</p> <p>◇和式便器を設置する場合には、和式便器の周囲の壁に手すりを設置するなど、高齢者・障害者等の利用に配慮したものとすることが望ましい。</p> <p>◇便所内には、杖や傘などを立てかけられるフック等、手荷物を置く棚等を設置することが望ましい。</p> <p>◇ロービジョン、色覚異常の利用者等に配慮し、戸には確認しやすい大きさ、色（参考 2-2-5 参照）により使用可否を表示することが望ましい。また、色だけでなく「空き」、「使用中」等の文字による表示も併記することが望ましい。</p> <p><u>◇幼児用補助便座を設置することが望ましい。</u></p>	<p>参考 2-3-4</p> <p>参考 2-3-4</p> <p>参考 2-3-5</p>
<p>オストメイト用設備</p>	<p>◎オストメイトのパウチ等の洗浄ができる水洗器具が設けられていること。</p> <p>◎上記設備が設けられた便所にはその旨を表示する標識が設けられていること。</p> <p>○上記の水洗器具の 1 以上は、パウチの洗浄や利用者がペーパー等で腹部を拭く場合を考慮し、温水が出る汚物流しを設置する。</p> <p>○汚物流しの洗浄装置を設置する場合には、洗浄装置付近の利用しやすい高さに、パウチなどのものを置ける十分なスペースを設置する。</p> <p>◇オストメイトのパウチ等の洗浄ができる水洗器具を複数設置することが望ましい。その場合、簡易型水洗器具とすることができる。</p> <p>◇簡易型オストメイト用設備を設置する場合は、当該設備では利用が難しい人がいることを踏まえ、簡易型であることがわかる表示を便所の扉に設置することが望ましい。</p> <p>◇施設内の他の場所に汚物流しを備えた便所がある場合は、その位置も案内することが望ましい。</p> <p><u>◇ストーマ装具の装着のための衣類の脱着、着替え等に配慮し、汚物流しの近くに着替え台を設置することが望ましい。</u></p> <p><u>◇ストーマ装具の装着等を確認するために、大きめの鏡を設置することが望ましい。</u></p>	
<p>洗面器</p>	<p>○洗面器は、もたれかかった時に耐えうる強固なものとするか、又は、手すりを設けたものを 1 以上設置する。</p> <p>○車椅子使用者の利用を想定する場合、洗面器の下に床上 60~65cm 程度の高さを確保し、洗面器上面の標準的高さを 75~80cm 程度とする。</p> <p>○蛇口は、センサー式、レバー式などとする。</p> <p>◇子供等の利用に配慮し、高さ 55cm 程度、奥行き 45 cm 程度（吐水口に手が届きやすい）のものも設けることが望ましい。</p> <p><u>◇洗面器の近くには、ベビーチェアを設置することが望ましい。</u></p>	

乳幼児用設備

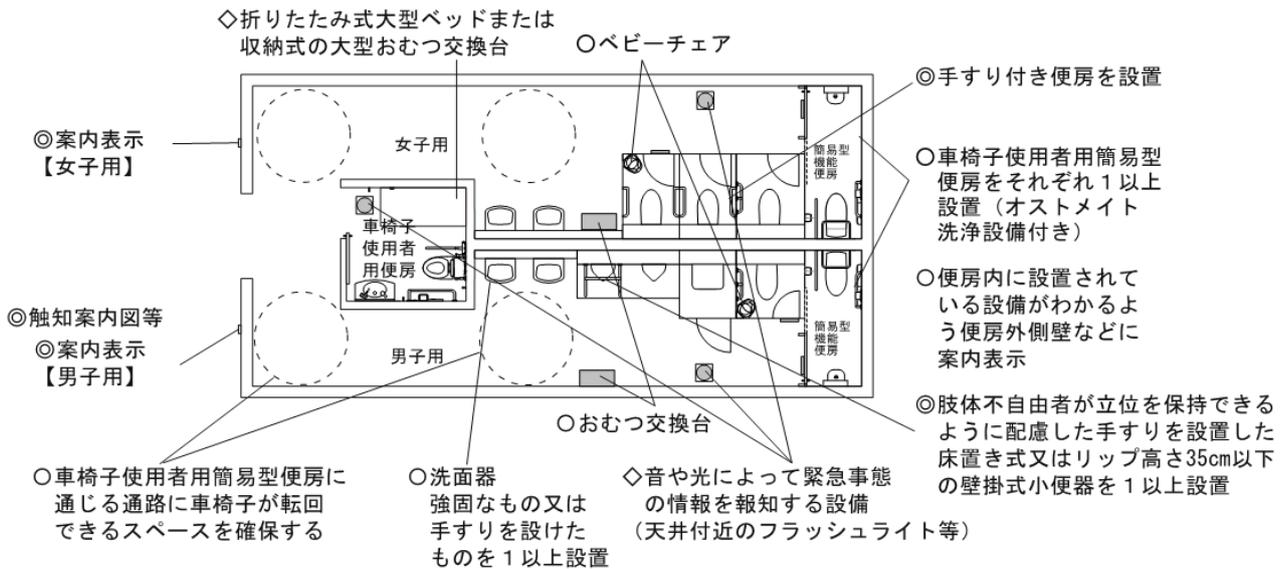
- 乳幼児連れの人利用を考慮し、一般便房内（男女別に設けるときはそれぞれ）にベビーチェアを1以上設置する。当該便房の戸には、ベビーチェアが設置されている旨の表示を行う。
- おむつ交換台を1以上（男女別に設けるときは、それぞれ1以上）設置する。
- ◇おむつ交換台を設置する場合、床面からおむつ交換台下端までの高さ70cm程度とする。また、正面開きタイプでは、幅75cm程度、奥行80cm程度、側面開きタイプでは、幅70cm程度、奥行60cm程度とすることが望ましい。
- ◇おむつ交換台とあわせて荷物台やフック、おむつ用のゴミ箱を設置する場合は、おむつ交換台の近くに設置することが望ましい。
- ◇便房内での配置については、保護者が安心して利用することができるよう、ベビーチェアが便器に座った状態から手の届く範囲又は便器の前方の近接した位置に設けられることが望ましい。また、便房内の各種設備に乳幼児の手や足が届かないよう配慮し、ベビーチェアが戸の鍵に近接する場合には、乳幼児の手が届かない位置にも二つ目の鍵を設けることが望ましい。
- 衣服を着脱してトイレを利用する幼児を連れている人を考慮して、着替え台を1以上（男女別に設けるときは、それぞれ1以上）設置する。

参考 2-3-1：トイレの配置例

■車椅子使用者用便房2か所及びオストメイト用設備を有する便房、乳幼児連れ用設備を有する便房を配置した例



■車椅子使用者用便房を1か所及びオストメイト用設備を備えた便房を男女別に配置した例



(コラム 2-3-1) 子どもトイレの設置

小田急電鉄の新宿駅では、機能分散の一環で子どもトイレ、オムツ替え室、授乳室などを併設した。

(小田急電鉄新宿駅西口)



提供：小田急電鉄株式会社

(コラム 2-3-2) 親子トイレ

親と子どもが一緒に入ることを想定し、広めの便房内に一般の便器と幼児用便器を併設した親子トイレを設置している事例もある。

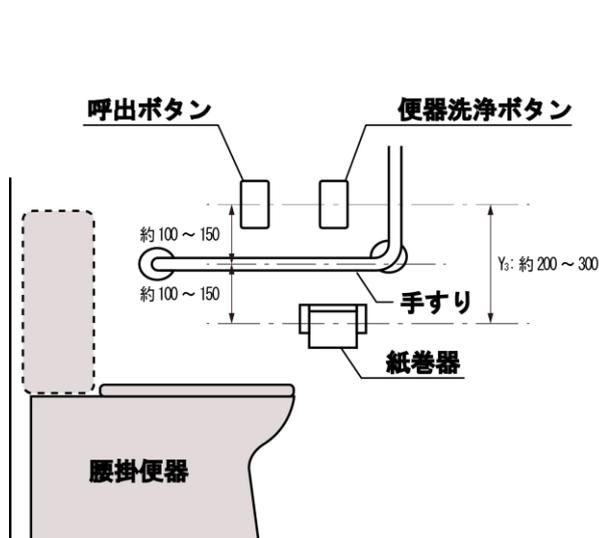
(コラム 2-3-32) JIS S0026 の便器洗浄ボタン等の配置と便器脇手すり等の配慮事項

- ・重度の上肢障害のある利用者（例えば上肢の動作が困難な頸椎損傷や筋ジストロフィーの人）にとっては便器洗浄ボタン等の操作スイッチの壁面取り付け位置は低めが望ましいという結果が示されている（JIS S0026 の規格制定の事前検証「ぐっどトイレプロジェクト」による）。本整備ガイドラインでは壁面に取り付ける手すりの高さの目安を 65～70cm 程度と示しているが、操作スイッチ類を低めに設置するにあたり、手すりがスイッチや紙巻器類に干渉しないよう高さの決定に際しては十分な配慮が必要である。
- ・JIS S0026 では上図の配置・寸法を基本とするものの、JIS の解説において“この規格に示す設置寸法以外となる場合”の配置例を示している（手すりを設置する場合、棚付紙巻器を設置する場合、スペア付紙巻器を設置する場合等）。上図の配置・寸法による設置が困難な場合等においては JIS S0026 解説を参照されたい。

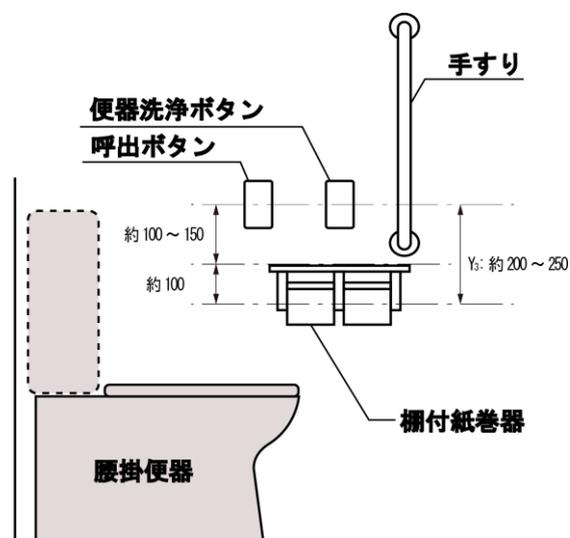
便器洗浄ボタンの紙巻器と垂直距離(Y_3)が、この規格に示す設置寸法(約 100～200mm)以外となる場合の設置例

- ・手すり、棚など、便器洗浄ボタンの真下に乗せることができるものが設けられる場合

①手すりを設置する場合



②棚付紙巻器を設置する場合



- ・棚付紙巻器に耐荷性がある場合には立ち座りの際のサポートに利用できるとともに、小さな荷物を置くことができる。
- ・耐荷性のある棚付紙巻器を設置する場合は、I 型の縦手すりを設置することが考えられる。
- ・Tokyo2020 アクセシビリティガイドラインでは、縦手すりは便器先端から 200～250mm 程度前方の位置に設置することが示されている。

出典：JIS S 0026:2007 を基にして図を作成

(車椅子使用者用便房)

ガイドライン

◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容、○：標準的な整備内容、◇：望ましい整備内容

大型ベッド等

○車椅子使用者用便房のうち1以上は障害者等のおむつ替え用等に、折りたたみ式大型ベッドまたは収納式の大型おむつ交換台を設置する。~~◇障害者等のおむつ替え用等に、折りたたみ式大型ベッドまたは収納式の大型おむつ交換台を設置することが望ましい。~~

○◇上記の折り畳み式大型ベッド等を設置する場合、畳み忘れてあっても、車椅子での出入りが可能となるよう、車椅子に乗ったままでも畳める構造、位置とすることが望ましい。

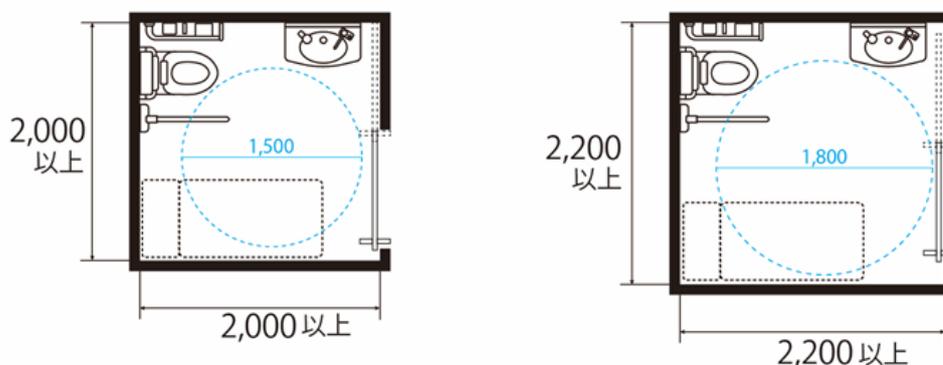
◇大型ベッドを設置する際には、介助者の動きを考慮し、ベッドの両側に十分なスペースをとることが望ましい。

(コラム 2-3-34) 便房外のおむつ交換台

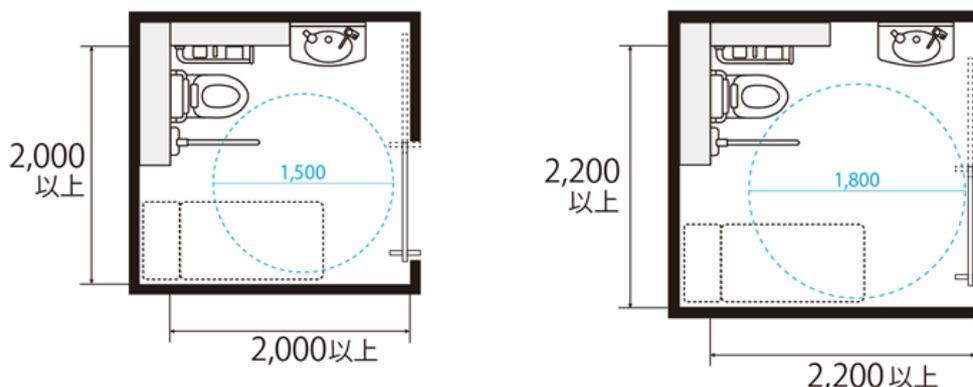
スペースや構造上の関係で個室便房におむつ交換台を設置できない場合においても、パーティション等を設けることにより便房外に設置する場合でもプライバシーに配慮することができる。(パーティションにはおむつ交換台サインを配置)



A: ライニングなしの場合



B: ライニングありの場合



ライニング（設備配管用収納）付きの整備なされる場合、便房内の利用可能な面積が制限されることから、当該部分は除いて必要空間を確保することが望ましい。

・便器、洗面器、ライニング（便器・洗面器の背後・側部にある配管収納等）、大型ベッド、乳幼児用椅子、乳幼児用おむつ交換台等は、便房の内法寸法に含めることができるが、車椅子使用者が360°回転するためのスペースや便器に移乗するためのスペースが確保できるよう設置する。

・便房の標準内法寸法は200 cm以上×200 cm以上を基本とするが、便房内の設備等とライニングの形状、配置によって、必要な内法寸法は変わること留意する。

※A, Bともに、右図はわかりやすさのため、必要な回転径を確保できる最小の正方形寸法を記載しているが、実設計上は多様な寸法があり得る。

（コラム 2-3-54）車椅子使用者用便房へのカーテン設置について

- ・介助者が車椅子使用者用便房内で待つことや異性同伴の介助に配慮すると遮断カーテンの設置が望ましいが、燃やされる・破られるといった防火面やモラル面での問題点、さらには、カーテンを手すり代わりとして使用される場合は危険であるといった安全面での問題点も指摘されている。
- ・車椅子使用者用便房内にカーテンを設置する際には、上記の問題点を踏まえ、カーテンの素材、設置後の適切な管理などに十分配慮する必要がある。